

第 2 4 号議案

足立区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
(設置)

第 1 条 介護従事者の処遇改善を図るという平成 2 1 年度の介護報酬の改定の趣旨にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、足立区介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、足立区（以下「区」という。）が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、足立区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 区が介護保険に係る第 1 号被保険者の介護保険料について、平成 21 年 4 月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発に要する費用、介護保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等に充てる場合

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。